

## 第399回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和4年2月25日（金）午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 13人

1番 江口勘四郎委員                      2番 長沼健司委員                      3番 山川光照委員

4番 上妻一実委員                      ~~5番 山口久志委員~~                      6番 吉田とも委員

7番 井上隆市委員                      ~~8番 松田陽一委員~~                      9番 木村 正委員

10番 富田憲一委員                      11番 鈴木萬四郎委員                      12番 渡邊智春委員

13番 後藤敏秀委員                      14番 原田広幸委員                      ~~15番 木村辰也委員~~

16番 花谷和男委員

傍聴 なし

4 欠席委員 5番 山口久志委員、8番 松田陽一委員 15番 木村辰也委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第451回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程5 議 第3号 第452回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程6 議 第4号 第453回農用地利用集積計画（転貸を伴う利用権設定）について

日程7 議 第5号 農地取得に係る下限面積の設定について

日程8 議 第6号 令和4年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表について

日程9 議 第7号 農地賃借料情報（令和2年～令和3年分集計）の公表について

日程10 承認第1号 上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて

日程11 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程12 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程13 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程14 報告第4号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 齋藤啓華

## 7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、2月16日に告示になりました、第399回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和4年2月16日、上山市農業委員会告示第3号により、令和4年2月25日、第399回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和4年2月17日付け農委第214号をもって、第399回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第399回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員13人となっております。なお、5番、山口久志委員、8番、松田陽一委員及び15番、木村辰也委員から欠席する旨の連絡がきております。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、7番、井上隆市委員、12番、渡邊智春委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、農業、借り人は〇〇氏、農業であります。小穴地内の畑2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。借り人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。数年前から〇〇さんから相談を受けていた農地で、前月の田の賃貸借設定の時に、この土地も借りることになったとのこと。大豆などの作付けを予定しており、許可要件を満たしま

すので問題ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は〇〇氏、農業、借り人は〇〇氏、農業であります。細谷地内の畑2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号2について、現地調査の結果を報告します。細谷早田の農地で松沢整備関係の農地です。すでに松沢の農地を借り受けており、今回の農地について土地改良区から話があり、借りることになったとのことです。許可要件を満たすので問題ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号2については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、第451回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、第451回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲受人は株式会社〇〇、認定新規就農者、譲渡人は〇〇氏でございます。久保手地内の畑3筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。楯下地内の田畑4筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第452回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第452回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。8件の申請がございました。整理番号1から5については関連がありますので、一括して説明いたします。〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏であります。長清水、石曾根及び阿弥陀地地内の田9筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1から5については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号6について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号6について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。原口地内の畑1筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定

するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。  
以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号6については原案のとおり許可することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号7について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号7について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。原口地内の田3筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号7については原案のとおり許可することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号8について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号8について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。小穴地内の畑2筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号8については原案のとおり許可することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、議第4号、第453回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、第453回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。40件の申請がございます。

ました。全て農地中間管理機構を通じた貸借で、転貸者は山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。整理番号1及び2は関連がありますので、一括して説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏及び〇〇氏であります。相生地内の畑2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1及び2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号3について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。三上地内の田3筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号4及び5については関連がありますので、一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号4及び5について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏及び〇〇氏であります。菖蒲地内の田3筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号4及び5については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、

整理番号6について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号6について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。小笹地内の田3筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号6については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号7について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号7について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。牧野地内の田3筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号7については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号8について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号8について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。牧野地内の田4筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号8については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号9について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号9について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であり

ます。牧野地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号9については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号10について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号10について説明いたします。借り人は株式会社〇〇、貸し人は〇〇氏であります。細谷地内の田2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

原田委員 私はブドウ園地しか見ていないが、株式会社〇〇は管理が良くない。大丈夫なのか。

事務局 必要に応じて指導してまいります。

議長 他にございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号10については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号11について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号11について説明いたします。借り人は有限会社〇〇、貸し人は〇〇氏であります。赤坂地内の田2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号11については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、

整理番号12について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号12について説明いたします。借り人は株式会社〇〇、貸し人は〇〇氏であります。小穴地内の畑1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号12については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号13について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号13について説明いたします。借り人は株式会社、貸し人は〇〇氏<sup>かぶしきがいしや</sup>であります。小倉地内の田31筆について使用賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

井上委員 株式会社〇〇の事業内容を教えてほしい。

事務局 農業経営のほか、レンタルスキー業をしております。

議長 他にございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号13については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号14について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号14について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。金谷地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号14については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号15について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号15について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。泉川地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号15については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号16について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号16について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。仙石地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号16については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号17について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号17について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。泉川地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号17については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号18及び19については関連がありますので、一括して説明いたします。事

務局長。

事務局長 整理番号18及び19について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏及び〇〇氏であります。中山地内の田3筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号18及び19については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号20について説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号20について説明いたします。借り人は有限会社〇〇、貸し人は〇〇氏であります。久保手地内の田3筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号20については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号21及び22については関連がありますので、一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号21及び22について説明いたします。借り人は株式会社〇〇、貸し人は〇〇氏及び〇〇氏であります。狸森地内の畑4筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号21及び22については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程7、議第5号、農地取得に係る下限面積の設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第5号、農地取得に係る下限面積の設定について説明いたしますので、議案書の11ページをお開きください。農地法第3条第2項第5号では、別段面積について規定されております。本来、農地法第3条の許可要件である下限面積は、都府県においては50aとされておりますが、地域毎の事情に合わせて下限面積を変更できることとなっております。上山市では、新規就農促進のため、平成31年度から20aとしており、令和4年度も別段の面積を20aとするものです。ただし書きについては、空き家等に付随した農地で、農業委員会で区域指定・地番指定を受けた農地の下限面積については、令和3年度から0.1aとしており、令和4年度も0.1aとするものであり、令和4年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。議第5号、農地取得に係る下限面積の設定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

議長 日程8、議第6号、令和4年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表について議題といたします。事務局長より提案理由の説明いたします。事務局長。

事務局長 議第6号、令和4年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表について説明いたしますので、議案書の12ページをお開きください。本標準表の作成にあたりましては、農業委員・農地利用最適化推進委員、認定農業者から意見の聞き取りを行い、その内容を踏まえて農政専門委員会を開催して検討いたしました。その結果、農業労働賃金の一般の部については、金額を1日当たり160円上げて6,880円、1時間当たり860円としました。また、果樹の部、干柿作業を1時間当たり860円としました。機械利用料金については、色彩選別の項目を新たに設け、60kg当たり530円としました。ほかは昨年と同額であります。なお、注意書きに山形県の最低賃金を載せています。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。議第6号、令和4年度農業労働賃金・機械利用料金標準表の公表については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

議長 日程9、議第7号、農地賃借料情報の公表について議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第7号、農地賃借料情報の公表について説明いたしますので、議案書の13ページをお開きください。農地賃借料情報の公表については、農地法第52条に基づき、農地の賃貸借契約の参考情報として提供するものであり、農政専門委員会で協議しております。農地法第3条及び農用地利用集積計画の賃借料をもとに計算した10aあたりの賃借料を公表するものでありますが、対象データが少ないため、令和2年1月から令和3年12月までの2か年分を集計しております。なお、中間管理機構による取扱い分については、平均ではなく、標準の10aあたり10,000円で、表記することにしております。なお、水田の区分3及び畑については、対象件数が少ないため表示しておりません。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。議第7号、農地賃借料情報の公表については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

議長 日程10、承認第1号、上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 承認第1号、上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて説明いたしますので、議案書の14ページをお開きください。農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、事務局職員の任免は農業委員会が行うこととなっておりますが、事務局職員の任免の取扱いについて、会長に委任をいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。承認第1号、上山市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについては、会長に委任することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり承認されました。

議長 日程11、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の15ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は、〇〇氏、無職、借り人は〇

○氏、会社員です。北町二丁目地内の畑2筆の一部について、通路として利用するため賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程12、報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の16ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は○○氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターであります。第451回農用地利用集積計画の所有権移転に伴い、楯下地内の田2筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程13、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の17ページをお開きください。7件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号5については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程14、報告第4号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の18ページをお開きください。3件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。申請人は○○氏及び○○氏であります。新町一丁目地内の畑3筆について申請があったものです。昭和44年に転用届出が受理され、以後、宅地及び道路として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。申請人は〇〇氏であります。権現堂地内の田1筆について申請があったものです。昭和51年から宅地の一部として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。申請人は〇〇氏であります。権現堂地内の田1筆について申請があったものです。昭和51年から宅地の一部として車庫を建築して利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後2時26分)

議事録署名委員

議事録署名委員